

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、商品先物取引業の固有の事項については、日本商品先物取引協会により制定された「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定)及び「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示内容について」(平成5年7月14日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、商品先物取引業の固有の事項については、日本商品先物取引協会により制定された「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定)及び「商品先物取引業における証券取引法に基づく開示内容について」(平成5年7月14日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修等へ参加しております。